

愛知県道路公社 宛

私は、回数通行券約款、本書の内容及び下記承諾事項に同意し下記のとおり回数通行券の払戻し・新券交換を申し込みます。

※ 太枠内について必要事項をご記入願います。

申込内容	1. 振込払戻【郵送受付】 2. 現金払戻【料金所受付】 3. 交換【料金所受付】 ⇒差額支払 あり・なし		
お申込日	平成	年	月 日
お名前	フリガナ	ご住所	〒 -
会社名等	フリガナ	担当者名	お電話番号

お持ちの回数通行券明細

路線名	綴り枚数	金額・券面額	残数
	11回券・60回券・100回券	券面に記載されている金額	
	回券	円券	枚

明細欄が不足する場合は、お手数ですが本様式を複写してご使用ください。

振込先口座

* 以下、現金払戻・新券交換の場合は記入不要です

金融機関名※	銀行 金庫 農協	支店名※	本店 支店 ()
(コード)		(コード)	
預金種類	1. 普通預金 2. 当座預金 3. その他 ()	口座番号※	
口座名義※	フリガナ		

※ゆうちょ銀行を指定される場合は、全銀システム専用の店名・口座番号を記入してください。 ※口座名義のフリガナは必ず記入してください。
全銀システム専用の店名・口座番号がご不明な場合は郵便局窓口へお問い合わせください。

<p>愛知県道路公社回数通行券払戻承諾事項</p> <p>1. 愛知県道路公社回数通行券（以下「回数券」といいます。）の払戻しにあたっては事前に真贋鑑定を行います。真贋鑑定の結果、偽造された回数券であると認められた場合は、警察に通報し、お客様にご事情をお聞きすることがあります。</p> <p>2. 次に掲げる場合は、払戻しは行いません。 (1) 回数券が正規に発行されたものであると認められない場合 (2) 本申込書到着後に郵送受付窓口の係員が確認した払戻しの申込内容にお客様が異議を申し立てた場合 (3) 本申込書に必要事項が正しく記入されていない場合</p> <p>3. 本申込書にご記入いただいた内容について、愛知県道路公社から照会させていただくことがあります。</p>	<p>お願いとお知らせ</p> <p>【共通事項】 ・払戻した回数券は原則として返却いたしません。 ・お客様の個人情報、回数券の払戻し及びこれに付随する業務の目的以外には使用いたしません。</p> <p>【振込払戻し（郵送受付）の場合】 ・払戻し金はおお客様ご指定の金融機関へ振込させていただきます。 ・お申し込みから振込までは1ヶ月程度のお時間をいただきますので、ご了承ください。 ・郵送前に未使用枚数の再確認をお願いいたします。 ・お手数をおかけいたしますが、お客様ご自身で本申込書のコピーをおとりいただき、払戻し金を受領されるまで大切に保管して下さい。なお、手続き状況のご確認は、本申込書のコピーをお手元にご用意のうえ、ご郵送先にお問い合わせ下さい。 ・郵送による払戻しの場合は、払戻明細書を後日郵送します。現金による払戻し及び愛知県道路公社発行回数通行券との交換の場合は、払戻交換明細書をお渡します。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

受付料金事務所 受付日付 受付者印	(公社) 送付事務所 送付日付 送付者印	(公社) 当該事務所 受取日付 受取者印

愛知県道路公社発行 回数通行券

平成29年3月31日ご利用終了及び払戻・交換のご案内



これまで愛知県道路公社が管理運営してまいりました、知多半島道路・南知多道路・知多横断道路・中部国際空港連絡道路・衣浦トンネル・猿投グリーンロード・名古屋瀬戸道路・衣浦豊田道路の8路線におきましては、構造改革特別区域法の改正による道路整備特別措置法の特例に基づき、平成28年10月1日より愛知道路コンセッション株式会社が運営を行うこととなりました。なお、三ヶ根山スカイライン・鳳来寺山パークウェイ駐車場は、引き続き愛知県道路公社が運営いたします。

このため、現在ご利用いただいている（2016年9月時点）衣浦トンネル・名古屋瀬戸道路・衣浦豊田道路における回数通行券は、**平成29年3月31日をもって利用を終了させていただきます。**大変長きに渡りご利用頂きまして誠にありがとうございました。

なお、お手元の回数通行券は平成29年3月31日までにご利用いただくか、**平成30年3月31日までに払戻し手続き（払戻し手数料不要）**をしていただきますようお願いいたします。

また、料金改定や回数通行券の廃止、路線の無料開放などにより、利用終了している回数通行券につきましても払戻し業務を**平成30年3月31日をもって終了させていただきます。**当社が発行したすべての回数通行券が対象となりますので、お手持ちの回数通行券を今一度ご確認ください。

お客様には、大変ご迷惑をおかけしますが、お早目のお手続きとご理解賜りますようお願い申し上げます。

※三ヶ根山スカイライン・鳳来寺山パークウェイ駐車場の回数通行券は平成29年3月31日以降もご利用いただくことができ、平成30年3月31日を期限とする払い戻しの対象となりません。

記

【払い戻し・交換手続き内容】

- ◇期間 **平成28年10月1日（土）～平成30年3月31日（土）**
上記期間をもって払戻しを終了させていただきます
- ◇対象券種 愛知県道路公社が発行したすべての回数通行券
(三ヶ根山スカイライン・鳳来寺山パークウェイ駐車場は除く)
- ◇手続方法 ※詳しくは2ページ目をご確認ください

払戻・交換
手数料
不要

- 【郵送受付】振込による払戻し
- 【料金所受付】現金による払戻し 1回につき3万円未満のみ対応いたします
- 【料金所受付】愛知道路コンセッション株式会社発行の回数通行券との交換
(2014年4月以降のご利用いただける回数通行券のみ交換いたします。)

今回、利用終了する回数通行券				
対象路線	区分	1. 払戻 (振込)	2. 払戻 (現金)	3. 新会社発行券への交換
衣浦トンネル・名古屋瀬戸道路・衣浦豊田道路	回数通行券運用路線（2016年9月時点） (2014年4月以降の回数通行券)	○	○	○
	回数通行券運用路線（2016年9月時点） (2014年3月以前の回数通行券)	○	○	×
すでに利用を終了している回数通行券				
知多半島道路・南知多道路・知多横断道路・中部国際空港連絡道路・猿投グリーンロード	回数券廃止路線 回数通行券	○	○	×
小牧東インター有料道路・小坂井バイパス・多米峠有料道路・尾張パークウェイ・茶臼山高原道路・本坂トンネル・新豊田駅前駐車場・音羽浦郡有料道路・三河湾スカイライン・本宮山スカイライン・鳳来寺山パークウェイ	無料開放路線 回数通行券	○	×	×

【郵送・お問合せ先】 〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-19-30

愛知県道路公社 本社 総務部 業務課 Tel. 052-961-1621 (代)

《お問合せ時間》 平日 9:00~17:00

ホームページ URL http://www.aichi-dourokousha.or.jp



1. 【郵送受付】 振込による払戻し

受付期間：平成28年10月1日（土）～平成30年3月31日（土）（当日消印有効）

郵送先：愛知県道路公社総務部業務課
〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-19-30

払戻券種：愛知県道路公社が発行した全ての未使用回数通行券
（ただし、三ヶ根山スカイライン・鳳来寺山パークウェイ駐車場の回数通行券は現行どおりご利用頂けます）

【回数通行券払戻手順・郵送による手続き方法】

- 回数通行券払戻申込書（様式1）の太枠内に**必要事項ご記入の上**、回数通行券を指定封筒またはホームページよりダウンロードした「受取人払郵便物（書留）の表示」（あて名用紙）を貼付した封筒に同封頂き簡易書留にて愛知県道路公社総務部業務課までご郵送ください。
- 確認後、払戻額をお客様ご指定の金融機関へ振込みます。
- 払戻明細書を郵送します。

指定封筒は各料金所がございます。
あて名用紙はホームページよりダウンロードできます

- 振戻手数料は公社で負担します。郵送料及び簡易書留料は指定封筒若しくはあて名用紙をご利用の場合に限りお客様のご負担はございません。
- 払戻し金の振込は「愛知県道路公社」名で行います。
- 愛知県道路公社からのお客様のご指定口座への振込みをもって、お客様が払戻金を受領されたものとみなします。
- お申込みから振込まで約1ヶ月程度かかりますので、ご了承ください。



2. 【料金所受付】 現金による払戻し

払戻期間：平成28年10月1日（土）～平成30年3月31日（土）

払戻場所：券面記載路線の該当する料金事務所
※（他路線の回数券は払戻できません）

払戻時間：9：00～18：00

払戻券種：右記路線（供用中路線）の未使用回数通行券
※1回につき3万円未満のみ対応します。

- 回数通行券を該当の料金所へご持参ください。
- 回数通行券払戻申込書（様式1）の太枠内に**必要事項をご記入ください**。
- 窓口で計算のうえ、現金でお支払いします。この際払戻明細書をお渡しします。

取扱料金所窓口 (窓口対応時間 9：00～18：00)				
路線名 (供用中路線)	料金事務所	連絡先	現金 払戻	交換
知多半島道路 南知多道路 知多横断道路 中部国際空港 連絡道路	大高	0562-47-1530	○	
	大府東海	0562-47-1587	○	
	東浦知多	0562-84-7010	○	
	阿久比	0569-48-2102	○	
	半田中央	0569-27-6689	○	
	半田	0569-21-2851	○	
	武豊	0569-72-2233	○	
	美浜	0569-82-0465	○	
	南知多	0569-82-0411	○	
	豊丘	0569-82-4624	○	
衣浦トンネル	衣浦トンネル	0569-22-5318	○	○
	猿投	0565-48-6101	○	
グリーンロード	西広瀬	0565-45-0040	○	
衣浦豊田道路	牛田	0566-84-1112	○	○
名古屋瀬戸道路	長久手	0561-65-0900	○	○

・料金ブース及びコンビニエンスストアでは受付できません。
・窓口が大変混雑することが予想されます。お時間に余裕をもってお越しください。
・その場で確認出来ない場合は、一旦お預かりする場合がございます。ご理解・ご協力をお願いいたします。

3. 【料金所受付】 愛知道路コンセッション株式会社 発行回数通行券との交換

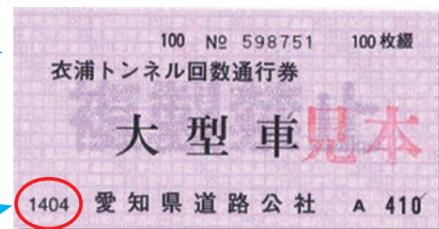
交換期間：平成28年10月1日（土）～平成30年3月31日（土）

交換場所：券面記載路線の該当する料金事務所
交換時間：9：00～18：00

交換券種：衣浦トンネル・衣浦豊田道路・名古屋瀬戸道路の2016年9月時点でご利用いただける未使用回数券^{注1}

注1 回数通行券の左下数字が〈1404・1502・1506・1510・1608〉の回数通行券（右図参照）

- 回数通行券を該当の料金所へご持参ください。
* 郵送による交換は受付けておりません
- 回数通行券払戻申込書（様式1）の太枠内に**必要事項をご記入ください**。
- 窓口で、愛知道路コンセッション株式会社発行の回数通行券と交換します。差額をお支払いいただければ1冊へ交換することも可能です。（1冊に満たない枚数の回数通行券をお持ちの場合、差額（不足する枚数分の現金）をお支払いいただく事により1冊へ交換いたします。）



* 回数通行券の左下数字が 1404、1410、1502、1506、1509、1511、1608のいずれかの番号が交換対象となります。

払戻し金額の計算方法

※【対象】すべての回数通行券（三ヶ根山スカイライン、鳳来寺山パークウェイ駐車場を除く）

$$\text{回数通行券1冊の販売金額} \times \frac{\text{未使用回数券の枚数}}{\text{回数通行券1冊の総枚数}} = \text{払戻し金額}$$

この計算式により算定された払戻し金額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
計算式（回数通行券約款第9条より）

払戻し具体例1 【衣浦トンネル 普通車 100枚綴り 未使用枚数36枚】の場合

$$1 \text{ 冊の販売金額 } 20,800 \text{ 円} \times \frac{\text{未使用枚数 } 36 \text{ 枚}}{\text{1冊の総枚数 } 100 \text{ 枚}} = 7,488.00 \dots \text{ 円} \Rightarrow \text{払い戻し金額 } 7,480 \text{ 円}$$

払戻し具体例2 【衣浦豊田道路 普通車 11枚綴り 未使用枚数6枚】の場合

$$1 \text{ 冊の販売金額 } 2,000 \text{ 円} \times \frac{\text{未使用枚数 } 6 \text{ 枚}}{\text{1冊の総枚数 } 11 \text{ 枚}} = 1,090.91 \dots \text{ 円} \Rightarrow \text{払い戻し金額 } 1,090 \text{ 円}$$

交換差額の計算方法

※【対象】衣浦トンネル・衣浦豊田道路・名古屋瀬戸道路の2016年9月時点でご利用いただける回数通行券

未使用回数券は同じ枚数の愛知道路コンセッション株式会社発行の回数通行券に交換しますが、未使用回数券に加えて交換差額をお支払いいただくと回数通行券1冊に交換します。

$$\text{回数通行券1冊の販売金額} - \text{未使用枚数分の払戻し相当額} = \text{交換差額}$$

※払戻し相当額は上記「払戻し金額の計算方法」参照

交換差額具体例1 【衣浦トンネル 普通車 100枚綴り 未使用枚数36枚】の場合

$$1 \text{ 冊の販売金額 } 20,800 \text{ 円} - \text{払戻し相当額 } 7,480 \text{ 円} = \text{交換差額 } 13,320 \text{ 円}$$

交換差額13,320円をお支払いいただくと愛知道路コンセッション株式会社発行の回数通行券1冊と交換します。

交換差額具体例2 【衣浦豊田道路 普通車 11枚綴り 未使用枚数6枚】の場合

$$1 \text{ 冊の販売金額 } 2,000 \text{ 円} - \text{払戻し相当額 } 1,090 \text{ 円} = \text{交換差額 } 910 \text{ 円}$$

交換差額910円をお支払いいただくと愛知道路コンセッション株式会社発行の回数通行券1冊と交換します。

◆払い戻し・交換フローチャート

回数券ごとに手続きが異なります。お持ちの回数券をご確認ください。

